

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成23年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小桧山 善 繼
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

26人第469号
平成26年5月26日

福島県監査委員 小桧山 善 繼
福島県監査委員 三 村 博 昭 様
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

福 島 県 知 事 団

平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

別紙

平成23年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

| 項目名 | 監査結果報告の内容 | 措置の内容 |
|-----------|--|---|
| 9. 土地取得基金 | <p>① 特別会計への資金支出の長期滞留額</p> <p>平成22年度末の土地取得事業特別会計への貸付額700,338千円のうち、以下の県庁周辺整備事業に係る資金289,655千円は、平成11年度以来長期滞留している資金である。</p> <p>当基金の資金により取得できる土地は、福島県土地取得基金運用要綱第2条において、「原則として5年内に事業の用に供する予定の土地とする」とされている。したがって、現状は本来の基金の資金使途には合致しないものであり、早急に一般会計による買戻し等の適切な措置を行うべきと考える。</p> <p>なお、当該物件は平成11年度に県庁舎整備計画の一環として購入した土地であり、現状では福島警察署分庁舎敷地として公有財産規則第27条の使用承認に基づいて使用されているとのことである。遊休状態ではなく使用されている土地である点からも、早急に一般会計による買戻しを行うべきものである。</p> | 平成26年3月31日付けで一般会計による特別会計から、県庁周辺整備事業に係る289百万円の買戻し等を行い、長期滞留資金の解消を図った。 |